

# 障害者虐待防止と 身体拘束等の適正化について

# 障害者虐待防止法の概要

## 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。



虐待行為自体や虐待行為を行った者・施設を罰するための法律ではありません。

# 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待



『障害者福祉施設従事者等』には、  
管理者や支援員だけでなく、事務員や調理員、運転手など  
施設に従事するすべての方が含まれます。

### 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。

(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は**正当な理由なく障害者の身体を拘束**すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

# 虐待行為と刑法

虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条不同意わいせつ罪、第177条不同意性交罪、 ※令和5年7月13日施行
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

等に該当することが考えられます。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の可否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です）。

# 障害者虐待が起きてしまったら

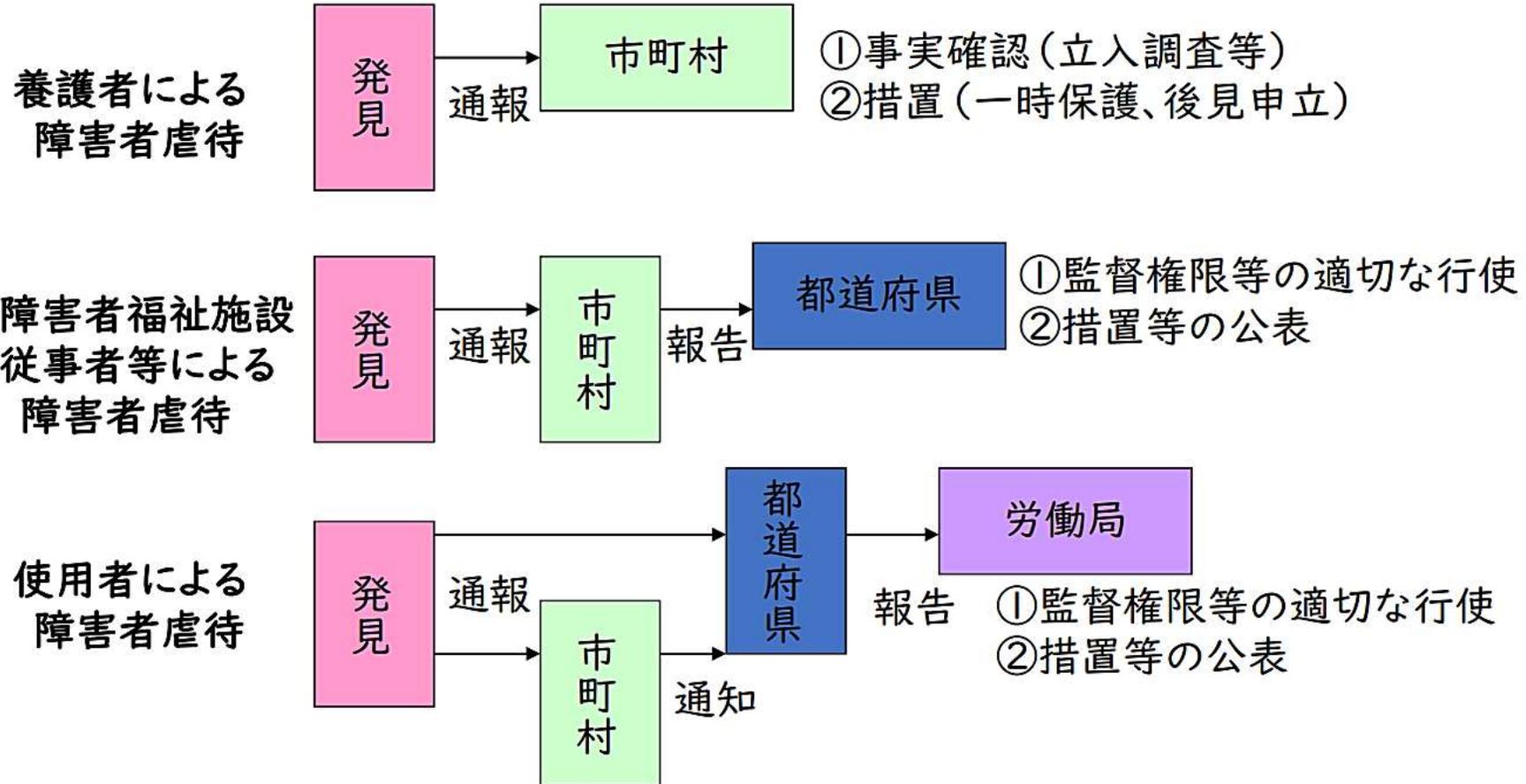
## ■ 障害者虐待防止法に基づく「通報義務」

- 施設・事業所で虐待の疑いが起こったら、相談を受けた人も含めて、必ず通報しなくてはなりません。
- ただし、緊急性のあるときは、応急手当が先。
- 施設・事業所の虐待防止委員会などにより対応方法が事前に決まっているとき（施設内対応マニュアルを整備するなど）はそれに従う。  
ただし、施設内で対応したとしても通報義務は発生するため、施設長等が速やかに市町村に通報する義務がある。
- 早期発見義務（障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならない）。

(注) 通報をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いを受けることはない。

# 通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」  
「都道府県障害者権利擁護センター」



# (参考) 障害者虐待の状況

表1 全体像

	養護者による障害者虐待			障害者福祉施設従事者等による障害者虐待		
	相談・通報件数			相談・通報件数		
		うち虐待と判断された件数	被虐待者数		うち虐待と判断された件数	被虐待者数
全国	9,972件 (8,650件)	2,283件 (2,123件)	2,285人 (2,130人)	5,618件 (4,104件)	1,194件 (956件)	2,356人 (1,352人)
佐賀県	17件 (22件)	3件 (22件)	3人 (22人)	39件 (26件)	14件 (15件)	21人 (54人)

(注1) 上記は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。

カッコ内については、前回調査（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）のもの。

(注2) 全国の件数については、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等を引用。

令和5年度に虐待と認定された件数は、「養護者による障害者虐待」が3件、「障害福祉施設従事者等による障害者虐待」が14件となっています。

件数については、厚生労働省が実施した、令和5年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況についての調査のうち、本県の状況を取りまとめたものです。

# 身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し  
生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止  
において欠くことの出来ない取り組み

## やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

さらに、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ 以下のすべてを満たすこと

- ①**切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。
- ②**非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③**一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

## やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
- 2) 本人・家族への十分な説明
- 3) 行政への相談、報告
- 4) 必要な事項の記録

○要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない

○手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当にほかに方法はないのか」等、「繰り返し自問する（疑問を抱き続ける）」ことが大切

# 令和6年度の報酬改定に関すること

## 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、

「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引きには、心理的虐待の具体例として「本人の意思に反した異性介助を繰り返す」ことが挙げられている。また、本人の意思に反した異性介助は性的虐待に該当すると判断される場合も考えられる。

## 障害者虐待防止の推進【全サービス】

- ①令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ②指定基準の解釈通知において、
  - ・虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことが明示された。

### 《虐待防止措置未実施減算【新設】》

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に 周知徹底 を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための 研修を定期的に実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための 担当者 を置くこと

# 身体拘束等の適正化の推進

- ①身体拘束の必要事項の記録
- ②身体拘束適正化委員会の定期開催、結果の周知
- ③身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④虐待防止のための研修の定期的な実施

## 1. 施設・居住系サービス※1

身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

①～④の基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

## 2. 訪問・通所系サービス※2

減算額を見直す。

①～④の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

## （身体拘束廃止未実施減算の取扱い）

問1 身体拘束廃止未実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

（答）

身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を行う場合における当該減算の適用の可否にあたっては、これらの取扱いを十分に踏まえつつ、特に以下の点に留意して判断いただきたい。

- 利用者に係る座位保持装置等に付属するベルトやテーブルは、脊椎の側わんや、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行あるいは防止のため、医師の意見書又は診断書により製作し、使用していることに留意する。
- その上で、身体拘束に該当する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態・状況に沿った取扱いがなされているか。
- その手続きについては障害福祉サービス等の事業所・施設における組織による決定と個別支援計画への記載が求められるが、記載の内容については、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載し、関係者間で共有しているか。
- なお、ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画には記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である。

## (答)の続き

- 行動障害等に起因する、夜間等他利用者への居室への侵入を防止するために行う当該利用者居室の施錠や自傷行為による怪我の予防、保清を目的とした不潔行為防止のための身体拘束については頻繁に状態、様態の確認が行われている点に留意願いたい。
- これらの手続きや対応について、利用者や家族に十分に説明し、了解を得ているか。等
- なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについてもご留意願いたい。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

## ■虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会について①



①**構成員の責務及び役割分担を明確**にするとともに、**担当者を決めておく**こと。

②事業所単位ではなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。

③虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会は、**少なくとも直近1年に1回は開催**すること。

※例) 令和7年4月10日に開催した場合、次回は令和8年4月9日までに開催)

ただし、虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会を一体的に設置・運営することは差し支えない。

④委員会を開催した場合は、必ず**記録**を行うこと。

⑤事業所が、虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会において、報告や改善のための方策等を定め、従業員へ周知徹底する目的は、委員会で話し合われた内容について、事業所全体で情報共有し、障害者虐待や、不適切な身体拘束等の再発防止、支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。

## ■ 身体拘束等の適正化のための指針について



○ 「身体拘束等の適正化のための指針」には、**次のような項目を盛り込む**こととする。

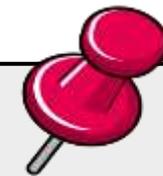
- ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する**基本的な考え方**
- イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の**組織に関する事項**
- ウ 身体拘束等適正化のための**職員研修に関する基本方針**
- エ 事業所内で発生した身体拘束等の**報告方法等の方策**に関する基本方針
- オ 身体拘束等**発生時の対応**に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の**閲覧に関する基本方針**
- キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

## ■研修の実施について



- ①事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的（**少なくとも直近1年に1回以上**）な研修を実施するとともに、**新規採用時には必ず虐待防止に関する研修、身体拘束等の適正化の研修を実施**すること。
- ②研修内容については、必ず**記録**を行うこと。
- ③研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。

## ■ これまで運営指導で確認された事例（参考）



- 委員会を**設置・開催していなかった**（虐待防止委員会は開催しているが、身体拘束適正化検討委員会は開催していない等。）又は記録が無い**ため、委員会の開催について確認できなかった。**
- 指針を**整備していなかった**又は**その内容が不十分であった**（委員会設置規程をもって「指針」としていた等。）
- 研修を**実施していなかった**（虐待防止に関する研修は実施していたが、身体拘束等の適正化のための研修は実施していない等。）又は記録が無い**ため、研修の実施について確認できなかった。**
- やむを得ず身体拘束を行う場合の**3要件（切迫性・非代替性・一時性）を確認せず、職員**の個人判断で利用者を居室施錠していた。（※「虐待認定」を行っています。）
- 身体拘束を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を**記録していなかった。**（※「身体拘束廃止未実施減算」を指導しています。）
- 座位保持装置等を使用する利用者において、その態様及び時間、理由等を利用者の**個別支援計画に記載していなかった。**



## ■ その他（個別支援計画への記載等）

◎車いすのベルトやテーブル、ヘッドギアの装着についても、個別支援計画への記載、同意が必要です！！

【障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和4年4月厚労省）より抜粋】

- ・座位保持装置等を使用する場面や目的・理由を明確化し、**ご本人並びに家族の意見を定期的に確認し（モニタリング）、その意見・同意を個別支援計画に記載**することが必要です。
- ・記録内容では「**態様・時間・理由・関係者間で共有されているか**」等の記載がなされていることが重要です。
- ・ヘッドギアについても同様に、利用する人の安全性のみならずQOLの視点から**個別支援計画において、必要性を明確化し、定期的に確認すること（モニタリング）**が必要です。

▽以下、参考にされてください。

障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集（令和4年3月厚労省事務連絡）

佐賀県ホームページ掲載URL：

[https://www.pref.saga.lg.jp/ki\\_ji00385620/index.html](https://www.pref.saga.lg.jp/ki_ji00385620/index.html)

QRコード：



⇒参考事例や資料等が掲載されています。